

## 規制シート(様式)

190197300720001

平成28年12月26日

規制の名称	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	都市緑地法(昭和48年法律第72号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局公園緑地・景観課 課長 町田 誠
規制目的	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和31年法律第79号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与すること		
規制内容の概要	<p>緑地保全地域内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。</p> <p>特別緑地保全区域内においては、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。</p> <p>緑化地域内においては、一定規模以上の建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>緑地保全地域又は特別緑地保全地区においては、建築物の新築等の行為が都市の良好な自然的環境を形成している緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないかをあらかじめ確認するため、当該規制を引き続き維持する必要がある。</p> <p>緑化地域内は、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域であり、建築物の敷地内における緑化を推進するため、当該規制を引き続き維持する必要がある。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		